

(別添)

○ 指定施設における業務の範囲等について（平成 23 年 8 月 5 日障発 0805 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】  
(下線部が変更部分)

改正後	現行
<p>障発0805第4号 平成23年8月5日 (最終改正) <u>障発0609第2号</u> <u>令和5年6月9日</u></p> <p>各 <u>都道府県知事</u> <u>指定都市市長</u> <u>中核市市長</u> 殿 <u>関係団体の長</u> 地方厚生(支)局長</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p>指定施設における業務の範囲等について</p>	<p>障発0805第4号 平成23年8月5日 (最終改正) <u>障発0601第3号</u> <u>令和4年6月1日</u></p> <p>各 <u>都道府県知事</u> <u>指定都市市長</u> <u>中核市市長</u> 殿 <u>関係団体の長</u> 地方厚生(支)局長</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p>指定施設における業務の範囲等について</p>

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設については、精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）で定めているところであるが、各施設における法第2条の精神保健福祉に関する相談援助業務の範囲等について、別添に示すとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、参考までに通知する。

記

1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲

施行規則第2条第1号から第14号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司、児童相談所運営指針（児発第133号平成2年3月5日付け厚生省児童家庭局長通知）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士

(8)～(17) (略)

(18) 施行規則第2条第10号に規定する障害者就業・生活支援センターにあつては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員

(19) (略)

(20) 施行規則第2条第12号に規定する更生保護施設にあつては、「更

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設については、精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）で定めているところであるが、各施設における法第2条の精神保健福祉に関する相談援助業務の範囲等について、別添に示すとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、参考までに通知する。

記

1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲

施行規則第2条第1号から第14号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司、「児童相談所の組織と職員」（平成2年3月5日付け児童相談所運営指針）第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士

(8)～(17) (略)

(18) 施行規則第2条第10号に規定する障害者就業・生活支援センターにあつては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者及び同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員

(19) (略)

(20) 施行規則第2条第12号に規定する更生保護施設にあつては、「更

生保護事業法施行規則の運用について」（平成14年6月10日付け法務省保更第357号）第3の1（2）アに規定する補導に当たる職員並びに更生保護委託費支弁基準（平成20年法務省令第41号）第7条第2項に規定する福祉職員、同令第7条の2第1項に規定する薬物専門職員及び同令第7条の3第1項に規定する訪問支援職員

(21) ・ (22) (略)

(23) 施行規則第2条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項に規定する生活支援員、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する職業指導員及び生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員及び同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員

(24) ～ (30) (略)

2 精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第1号から第3号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

生保護事業法施行規則の運用について」（平成14年6月10日付け法務省保更第357号）第3の1（2）アに規定する補導に当たる職員並びに更生保護委託費支弁基準（平成20年法務省令第41号）第7条第2項に規定する福祉職員及び同令第7条の2第1項に規定する薬物専門職員

(21) ・ (22) (略)

(23) 施行規則第2条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員及び同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員

(24) ～ (30) (略)

2 施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第1号から第3号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

3 施設告示第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施設告示第1号から第3号までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は次のとおりとする。ただし、いずれの施設も精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

(1) ~ (3) (略)

(4) 都道府県社会福祉協議会

- ・ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号) [別添17](#) (日常生活自立支援事業実施要領) 5(1)に規定する専門員

(5) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」[別添16](#) (ひきこもり対策推進事業実施要領) に基づくひきこもり地域支援センター

- ・ ひきこもり支援コーディネーター

(6) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」[別添32](#) (地域生活定着促進事業実施要領) に基づく地域生活定着支援センター

- ・ 相談援助業務に従事する職員

(7) ~ (9) (略)

(10) 「地域生活支援事業等の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱) [別記1-11の1\(4\)](#) に基づく「日中一時支援」、別添1に基づき「障害者相談支援事業」又は別添4に基づき「障害児等療育支援事業」を行っている施設

- ・ 相談援助業務に従事する職員

(11) ・ (12) (略)

(13) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第8条に規定する公共職業安定所

- ・ 精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター、[雇用トータルサポーター\(大学等支援分\)](#)

(14) ~ (17) (略)

(1) ~ (3) (略)

3 施設告示第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施設告示第1号から第3号までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は次のとおりとする。ただし、いずれの施設も精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

(1) ~ (3) (略)

(4) 都道府県社会福祉協議会

- ・ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号) [別添10](#) (日常生活自立支援事業実施要領) 5(1)に規定する専門員

(5) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」[別添9](#) (ひきこもり対策推進事業実施要領) に基づくひきこもり地域支援センター

- ・ ひきこもり支援コーディネーター

(6) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」[別添31](#) (地域生活定着促進事業実施要領) に基づく地域生活定着支援センター

- ・ 相談援助業務に従事する職員

(7) ~ (9) (略)

(10) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱) [別記1-11\(4\)](#) に基づく「日中一時支援」、別添1に基づき「障害者相談支援事業」又は別添4に基づき「障害児等療育支援事業」を行っている施設

- ・ 相談援助業務に従事する職員

(11) ・ (12) (略)

(13) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第8条に規定する公共職業安定所

- ・ 精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター

(14) ~ (17) (略)

4～7 (略)

別記様式1・2 (略)

実務経験申告書 (略)

指定施設の個別認定申請書 (略)

4～7 (略)

別記様式1・2 (略)

実務経験申告書 (略)

指定施設の個別認定申請書 (略)